

通告２番目、９番、大上正春議員、発言席から一問一答方式で質問をお願いいたします。

大上正春議員。

○大上議員 ９番、大上正春でございます。議長の許可を得ましたので、通告に従い一般質問をさせていただきます。

本会議では、マイナンバーカードの更新手続についてと、男性へのHPVワクチン接種についての２点について、ご質問をさせていただきます。

最初に、マイナンバーカードの更新手続についてです。

マイナンバーカードは、日々の生活の中で、気づけばなくてはならない道具となっている市民の方もいるのではないかと思います。行政手続のオンライン申請、コンビニ交付、健康保険証としての利用、各種証明書の取得など、市民サービスの多くがこのカードを通して成り立つようになってきております。しかし、市民の皆さんに十分伝わっていない点がございます。それはマイナンバーカードの更新は二段階となっているということです。本体そのものの更新が10年ごと、カード内の電子証明書の更新が5年ごと、初めてお持ちになった方々にはこの仕組みを理解されないまま、まだ使えると思っていたのに、急に使えなくなってしまったと戸惑う方もいるのではないかと思います。

発行開始から丸10年を迎えるマイナンバーカード、多くの皆様が初期発行のカードが更新の時期を迎えます。既に更新の手続をされている市民の皆さんもいるかと思えます。同時に、カード保有者へのマイナポイント還元を実施した2020年9月スタートのマイナポイント事業第一弾から5年目を迎えております。本市でも、駐車場内にマイナンバーカード特設会場を設け、多くの市民への対応にご尽力いただきました。カードに搭載されている電子証明書の更新時期でもあり、多くの市民の皆さんが更新時期を迎えます。更新を忘れれば、コンビニ交付、オンライン申請、さらにはマイナ保険証への完全移行が今年12月から開始されている中、健康保険証としての機能にも影響が生まれます。

市民の生活に徐々に溶け込んできたカードだからこそ、更新遅れは大きな不便を招きます。市民の不便を未然に防ぐため、あらかじめ行政がどれだけ丁寧な準備と周知を行うか、その姿勢が問われる時期だと考えます。

そこで、市行政の対応状況についてお伺いいたします。

１点目として、既に更新の手続をされている方もいらっしゃると思いますが、マイナンバーカードの有効期限が10年、電子証明書の有効期限が5年となっています

が、市民の皆さんの認識はどの程度であると判断しているのか。また、更新手続の状況についてお伺いします。

2点目に、令和8年度更新対象となる人数の見込みと、更新手続が集中すると予測される時期についてお伺いします。

3点目に、窓口混雑を避けるための対策と今後の課題は。

4点目として、更新忘れがないよう周知する方法は。また、高齢者やICTに不慣れな方への配慮についてお伺いします。

5点目として、電子証明書の更新忘れは医療機関での資格確認に影響が出ますが、どのように説明し、支援をしているのか。

6点目に、高齢者、障害のある方、交通手段が限られている方など、更新が難しい方への支援についてお伺いします。

○玉田議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○広岡総務部長 大上議員、1番目のご質問、マイナンバーカードの更新手続についての1点目、4点目、5点目、マイナンバーカードの有効期限が10年、電子証明書の有効期限が5年になっているが、市民の認識はどの程度であると判断しているか、また更新手続の状況は、更新忘れがないよう周知する方法は、また高齢者やICTに不慣れな方への配慮は、電子証明書の更新忘れは医療機関での資格確認に影響が出るが、どのように説明し手続の支援をしているのか、について、一括してお答えします。

マイナンバーカードを取得されて5年目、または10年目の更新手続が必要な対象者には、有効期限の二、三か月前に国から通知が送付されており、随時、電子証明書の更新やカードの申請手続を行ってくださっています。更新忘れ防止のため、各公共施設にカードの更新手続案内に係るポスター掲示や、チラシの設置を行うとともに、市ウェブサイトにおいても周知を行い、期限切れにより健康保険証としての利用を含め、様々な行政サービス及び民間サービスが利用できなくなる旨をお知らせしております。

高齢者やICTに不慣れな方への配慮につきましては、市民課窓口におきまして、無料写真撮影を含めた申請サポートを継続して行うとともに、窓口での端末操作についても、職員が丁寧な説明を行っているところです。

2点目、3点目、令和8年度更新対象となる人数の見込みと、更新手続が集中すると予測される時期は、窓口混雑を避けるための対策と今後の課題は、について一

括してお答えします。

令和8年度のカード及び電子証明書の更新手続者の見込数は約1万2,000人です。カードに関する更新手続者は、令和8年度後半から9年度にかけて増加すると予測しております。窓口混雑を解消するため、今年度7月からカード交付用端末を1台増設し対応しております。また、カードの申請サポート件数も増加しているため、令和8年1月以降は、市民課待合場所の一角に申請サポートコーナーを設置し、窓口の混雑緩和を図ってまいります。

さらに、現在、月1回実施しているカードの休日交付、平日夜間交付につきましても、今後の窓口状況により、実施日数を増やすなど、体制等を拡充し、増加する更新手続者に対応してまいります。窓口の混雑状況は、曜日や時間帯によって大きく変動いたします。柔軟な対応体制の工夫が課題であり、状況に応じた必要かつ効率的な受付体制の構築に努めてまいります。

6点目、高齢者、障害のある方、交通手段が限られている方など、更新手続が難しい方への支援は、についてです。カードに係る手続は、原則本人に手続していただく必要があります。ただし、病気、高齢等の理由により、本人による手続が困難な場合は、代理人により手続していただくことが可能です。カードの更新手続が困難であるとの相談を受けた場合は、個々の事情に応じて、できる限り支援を行い、希望する全ての方が円滑にカードに係る手続をしていただけるよう努めてまいります。

○玉田議長 生活福祉部長。

○松本生活福祉部長 大上議員の1番目のご質問の5点目についてお答えいたします。

電子証明書の有効期限が切れた後も3か月間はマイナ保険証としての利用が可能です。また、各保険者では電子証明書の有効期限が切れている方を把握できるようになっており、本市では有効期限が切れた翌月、つまり3か月以内に資格確認書を郵送しております。そのため、マイナ保険証が使用できなくなった後も、資格確認書等を提示していただければ、これまでと同様に、切れ目なく保険診療を受けられる制度設計となっております。

このように安心して医療機関等を受診していただくことができますが、ご質問の電子証明書更新手続等の支援の取組としましては、保険介護課では、公民館等の公共施設へのチラシの設置のほか、市ウェブサイトにも更新案内に関する記事の掲載を行い、手続の周知を行っております。

○玉田議長 再質問を許します。

大上正春議員。

○大上議員 4点について再質問をさせていただきます。

まず、健康保険証として利用を含めて様々な行政サービス及び民間サービスが利用できなくなる旨のお知らせをしているとのことですが、マイナンバー保険証の期限をお知らせする方法について、具体的にどのようにされているのか。

2点目に、月1回実施の休日交付、夜間交付について、状況により実施日数を増やすとのことですが、状況に応じて、申請時のサポートに関しても、平日来庁できない方などへの休日対応が必要であると考えますが、いかがでしょうか。

3点目として、更新の案内が届いた方から問合せも増加すると予測されております。電話対応の体制も含め、具体的に、いつ、どれだけ、どの程度準備する必要があるのか、その点についてお聞かせください。

4点目として、全体的な答弁の中に、窓口に来られる方とか、電話での相談の方、ウェブでのお知らせ、国からの案内通知の周知とのことでしたが、高齢者などの方には、もう少し丁寧に、地域包括支援センターとか民生委員、地域ネットワーク、また自治会などを通して、必要な方に確実に伝える取組が必要ではないかと。伝わるところまでしっかりと見届ける必要があると思いますけども、そのお考えについてお聞かせください。

○玉田議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○広岡総務部長 大上議員の再質問にお答えいたします。

2つ目の部分ですね、休日交付、夜間交付についても、平日来庁できない方への対応が必要と考えるかということだったと思います。カードの申請サポートにつきましても、休日・平日・夜間、交付日に合わせて予約制にして行っており、今後も継続して実施してまいります。

それから、更新の案内の届いた方からの問合せ等、増加が予測されるというところで、具体的に、いつ、どれだけ、どの程度の対応する必要があるのかという3番目のご質問に対してです。増加が予測される市民からの問合せ、窓口での交付、申請受付事務においても、確実かつ効率的に対応できるよう、令和8年度におきましても、会計年度任用職員を含め、適切な職員数の確保を行い、安定した窓口サービスを提供してまいります。

○玉田議長 生活福祉部長。

○松本生活福祉部長 大上議員の再質問にお答えいたします。

まず1点目で、健康保険証としての利用を含め、様々な行政サービス等ができなくなる旨を具体的にどのように知らせているのか、健康保険証についてということだったと思うんですけども、電子証明書等の更新の周知につきましては、個別に案内通知、案内が通知されておりますが、加えてマイナ保険証については、有効期限の3か月前から3か月後まで、医療機関、薬局で使用する際、カードリーダーに更新をお知らせするアラートが表示されまして、更新を促す仕組みとなっております。

更新しないまま受診しても、3か月間はマイナ保険証としての利用は可能ですが、健康保険証以外の機能、例えば、診療情報や薬剤情報の提供はできなくなります。こういった内容を国保では、チラシやウェブサイトで具体的に周知し、速やかな更新につなげているところです。

次に最後の4点目、高齢者などにはもう少し丁寧に伝える仕組みが必要ではないかということにつきましては、マイナ保険証の周知の取組としましては、自治会等に対しては、区自治会会長会議や市政懇談会で周知チラシを配布いたしました。また、民生委員に対しましては、高齢者世帯調査説明会において、マイナ保険証の周知及び高齢者に対する説明の協力をお願いしてまいりました。加えて、今後は地域包括支援センターにおけるケアマネジャーを対象とした研修会の機会や、それから介護事業者等とのラインワークスを活用したネットワークを通じて、高齢者の皆様に、電子証明書の有効期限が切れたら更新手続が必要になりますよ、更新はしましたかなどの声かけについて、ご協力をお願いしたいと考えております。

○玉田議長 再々質問を許します。

(なし)

○玉田議長 これで、大上正春議員の1番目の質問を終わります。

引き続きまして、2番目の質問をお願いいたします。

大上正春議員。

○大上議員 2つ目の質問です。男性へのHPVワクチン接種について、その必要性の認識と、本市での情報提供及び支援の在り方についてお尋ねをいたします。

HPV、ヒトパピローマウイルスは、女性の子宮頸がんの原因ウイルスとして広く知られております。しかし、実際には男女ともに感染するものであり、男性においても、咽頭がん、陰茎がん、肛門がんなど、将来の健康に影響する疾患のリスクとなるのが、国内外の研究で明らかになっております。今年8月に日本でも9価HPVワクチンの男性への接種が承認されました。男性もHPV感染により肛門がんや尖圭コンジローマなど、疾患に罹患するリスクがあり、ワクチン接種でこれら

の疾患を予防できます。

子宮頸がん及びHPV関連がんを減少させるために、男女ともに予防していくことが重要と考えます。9価ワクチンは、2014年12月にアメリカで承認されて以来、多くの国と地域で承認されており、現在では80以上の国で男女ともに定期接種となっております。HPVワクチンを男女双方に接種することで、社会全体のHPV感染率を下げ、集団免疫効果が得られるといった報告もあるそうです。

男女ともに公費で9価ワクチン接種を推進してきたオーストラリアでは、男女ともに接種率が高く、子宮頸がんが、近い将来撲滅できると報告されております。G7諸国の中で男性への定期接種が実施されていないのは日本のみとなっているのが現状です。日本では、現在、男性への任意接種は全額自己負担であり、9価ワクチンを3回接種すると10万円と、接種費用が大変高額です。

こうした状況を受け、国の定期接種を待たずに、自治体独自で任意接種費用の助成を開始する動きが全国的に広がっており、現在、60以上の自治体において任意助成が実施されております。岩出市においても、女子の接種率は改善傾向にある一方、男子については、案内、理解、接種判断のいずれも十分とは言えない状況であるのではないかと感じます。

保護者が男子にも接種の意義があることを知らないため、判断に迷うケースが多い。丁寧な情報提供があれば、必要な家庭に知識が届きやすくなるといった全国的には医療現場からの意見もあるそうです。自治体として、情報提供、支援が必要であると考えます。本市でも、まずは男性接種の必要性への理解と市民への正確な周知が不可欠であると考えます。

その上で、他自治体の状況や市民ニーズを踏まえ、今後の支援の在り方を検討していくことが重要ではないでしょうか。

そこで、4点についてお尋ねします。

1点目として、男性へのHPVワクチン接種について、積極的に情報提供する考えはあるのか。

2点目として、医師会とも連携し、リーフレットの改善、学校を通じた周知、相談機会の確保など、理解促進の施策は。

3点目として、全国で約60自治体の任意接種への独自助成を実施しているが、実施する場合の財政負担や効果について先進自治体を調査研究する考えは。また、市民ニーズを把握する考えについて。

4点目として、任意接種への市独自助成についての見解についてお伺いいたします。

す。

○玉田議長 ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○松本生活福祉部長 大上議員ご質問の2番目、男性へのHPVワクチン接種について、1点目と4点目を一括してお答えいたします。

HPVワクチンは、もともと子宮頸がん予防のために導入されました。HPVは男女問わず感染するウイルスであり、特に男性への接種については、肛門がんや尖圭コンジローマに対する予防効果が期待できることから薬事承認され、9歳以上15歳未満の男性を対象に任意接種が可能になっています。また、定期接種化については、国の審議会において、予防する対象疾病、安全性、接種回数等に関する最新の科学的根拠の収集や評価を行いながら、継続的な議論が進められているところでございます。

市としましても、HPVが原因となるがんの予防や、性的接触で感染が広がるなど、感染予防の観点からも、男性へのHPVワクチン接種を検討する必要性があるとは認識しております。現時点においては、積極的な情報提供や任意接種への市独自の助成について実施する予定はございませんが、他市町村や県、国の動向を注視してまいります。

続いて、2点目の医師会との連携についてですが、那賀医師会とは予防接種検討委員会を年1回開催し、次年度の予防接種体制について検討しておりますが、現在のところ、医師会から男性へのHPVワクチン接種への助成の要望などはございません。また、公的な男性のHPVワクチンに関するリーフレットも作成されてございません。

学校を通じた周知については、国の審議会においても継続的な議論が進められている中、定期接種となっていないワクチンについて、小・中・高校の児童生徒に対して周知する考えは今のところございません。

なお、相談機関につきましては、相談があれば、いつでもこども家庭センターまで相談していただければと思います。

続いて3点目、先進自治体の調査研究や市民ニーズを把握する考えについてお答えいたします。

市としましても、男性へのHPVワクチン接種の検討の必要性は認識しておりますので、まずは国の審議会での内容や、アンケート調査の結果等を研究するとともに、先進自治体への聞き取りも行いながら研究してまいりたいと考えております。

○玉田議長 再質問を許します。

大上正春議員。

○大上議員 ご答弁いただきました。このHPVワクチンは、依然として不安や誤解が残る一方、正確な情報に基づいた理解が進めば、将来のがん予防に大きな効果を持つと言われております。男性への接種は、個人の健康のみならず、女性の子宮頸がん予防にもつながるという点で、地域全体の健康を守る取組でもあります。

本市の未来を担う子供たちの命を守るため、男女を問わず、必要な情報を得て、誤解のない選択ができる環境を整えることは、市として極めて重要な責務であると考えます。

国の制度化を待つだけでは遅いという判断だからこそ、全国に広がりつつある任意助成ではないかと思えます。本市としても、将来のがん発症を減らされるのであれば、まず実態調査からでも早期に取り組む必要があると思えますが、再度ご意見のほうお聞かせください。

○玉田議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○松本生活福祉部長 繰り返しの答弁となりますが、市といたしましても、男性へのHPVワクチン接種の検討の必要性は重々認識しておりますので、先ほども申しましたけども、国の審議会などの内容やアンケート調査結果等を研究、直ちにいたしまして、先進地域への実態の聞き取りというのも行いながら、研究を進めてまいりたいと考えております。

○玉田議長 再々質問を許します。

(なし)

○玉田議長 これで、大上正春議員の2番目の質問を終わります。